

病院文書認証

日本で作成された文書は、台湾関係官庁への提出前に各管轄の弁事処(東京・横浜・大阪・福岡・沖縄・札幌)による認証を必要とされる場合があります。

認証の要否については、台湾の提出先機関に確認してください。

領事業務の管轄規定について

『外交部及び在外公館での文書証明条例』により、認証は文書発行地を管轄とする在外公館に限り
ます。

本大阪弁事処 管轄区域	近畿地方	大阪府	京都府	兵庫県	滋賀県	奈良県	和歌山県
	東海地方	愛知県	岐阜県	三重県			
	北陸地方	富山県	石川県	福井県			
	中国地方	鳥取県	島根県	岡山県	広島県		
	四国地方	徳島県	香川県	愛媛県	高知県		

～ 文書種類 ～

公文書	<p>管轄内の医療機関にて発行された文書</p> <p>例.健康診断書・予防接種証明書・死亡診断書・領収書等</p> <p>注1)本処管轄外で発行された公文書は不可(2019/12/01～)</p> <p>注2)パスポートと同姓同名であること</p> <p>異なる場合、同一人物である証明書類[住民票・運転免許証等]を要提出</p> <p>注3)領収書…記載費用額に関わらず、1枚に対し1部の認証証明(2021/5/19～)</p> <p>注4)薬局発行のものは不可</p> <p>注5)病院詳細[名称・所在地・電話番号等]…要病院印または医師署名/担当者印</p> <p>注6)複数頁にわたる場合…全頁に要割印</p>
	<p>管轄内を居住地とする個人が作成した文書</p> <p>例.本文に対する訳文等(訳文の要否:提出先機関の判断に依る)</p> <p>注1)事前公証…本処管轄内の公証役場に限り 公証役場一覧</p> <p>注2)要訳文の場合…本文と要同時認証</p> <p>○本人申請</p> <p>領事の面前にて署名が必要な為、未署名の訳文を要提出</p> <p>○代理申請</p> <p>a.申請者の本人署名</p> <p>—要事前公証:必ず本人が公証役場に出向くこと</p> <p>本文は本処にて直接認証が必要な為、 [公文書コピー+訳文]に公証を受けること</p> <p>b.代理人の代理署名</p> <p>—代理人名義の申請表(訳文用)が別途必要</p> <p>—代理委任状に訳文代署の旨を要明記</p> <p>—領事の面前にて署名が必要な為、未署名の訳文を要提出</p>
私文書	

台北駐大阪経済文化弁事処

～ 必 要 書 類 ～

◆本人申請

1	申請表
2	認証文書の原本
3	認証文書の全頁コピー ※認証部数と要同部数
4	申請者の顔写真付公的身分証明書(パスポート/運転免許証等)とそのコピー * 運転免許証は要両面コピー ※日本国籍以外の外国籍の方①パスポートとそのコピー ②在留カード所持者…原本とその両面コピー
費用	現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可

◆代理申請

1	申請表
2	認証文書の原本
3	認証文書の全頁コピー ※認証部数と要同部数
4	申請者の顔写真付公的身分証明書(パスポート/運転免許証等)のコピー * 運転免許証は要両面コピー ※日本国籍以外の外国籍の方①パスポートのコピー ②在留カード所持者…両面コピー
5	代理委任状原本 ○署名の場合…パスポートと同書式で要署名 ○押印の場合…要印鑑証明書
6	代理人の顔写真付公的身分証明書(パスポート/運転免許証等)とそのコピー * 運転免許証は要両面コピー ※日本国籍以外の外国籍の方①パスポートとそのコピー ②在留カード所持者…原本とその両面コピー
費用	現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可

* 健康診断書の認証に関する注意事項について

[見本](#)

下記数点を必ず病院側に申し出てください。

認証申請前のメールによる画像確認のお問い合わせも可能です。

- ・予防接種証明書がある場合……………ホッチキスで診断書と綴ること
- ・複数頁にわたる場合……………全頁に要割印
- ・診断書に貼られた写真……………要割印
- ・病院詳細[名称・所在地・電話番号等]…要押印(ゴム印が無い場合は手書き可)

台北駐大阪経済文化弁事処

～ 必 要 書 類 ～

◆ 郵送申請

1	申請表
2	公文書…認証文書の原本 私文書…公証済みの認証文書原本 —必ず本人が公証役場に出向き、公証を受けること(代理公証は不可)
3	認証文書の各全頁コピー ※認証部数と要同部数
4	申請者の顔写真付公的身分証明書(パスポート/運転免許証等)のコピー * 運転免許証は要両面コピー ※日本国籍以外の外国籍の方①パスポート(要署名済)のコピー ②在留カード所持者…両面コピー
費用	現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可
返送用封筒	日本在住者…レターパックライト: 全項目を記入後、追跡用として事前に「ご依頼主様保管用シール」を剥がしておくこと 台湾在住者…「EMS専用ラベル・A4/2枚組」(国際郵便サイトにて作成しプリントアウト)及び「1,450円分切手」と共に同封すること 宛先は個人に限られ政府機関等は不可 但し、可能な限り日本在住者による代理受取を検討してください。
郵送方法	現金書留…書類と費用が別々の郵送になる場合、その旨を要追記
宛先	〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー17階 台北駐大阪経済文化弁事処 領務部 文書認証係 TEL:06-6227-8623
備考	・書類不備や本処管轄外の文書は、認証不可とみなし着払い返送 ・本処に申請書類が届いてから、約5開館日後の返送 ・郵送に関する通知連絡は行っていない為、自身で追跡番号を要保管

台北駐大阪経済文化弁事処

